

船舶事故調査報告書

令和元年11月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成30年9月19日 03時30分ごろ
発生場所	島根県松江市九島南方沖（七類港） 七類港九島灯台から真方位197° 370m付近 （概位 北緯35° 34.7′ 東経133° 14.5′）
事故の概要	漁船第一やしまは、東北東進中、また、漁船第二釣遊丸は、西進中、両船が衝突した。 第一やしまは、左舷船首部外縁に圧壊を生じ、また、第二釣遊丸は、左舷船首部外板に破口等を生じた。
事故調査の経過	平成30年11月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第一やしま、7.9トン SN2-2356（漁船登録番号）、七類定置網漁業株式会社（A社） 14.97m (Lr) × 3.78m × 0.95m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和58年4月15日 B 漁船 第二釣遊丸、7.9トン SN2-2296（漁船登録番号）、個人所有 14.10m (Lr) × 3.12m × 1.00m、FRP ディーゼル機関、250.07kW、昭和59年2月1日 第272-22089号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和56年6月25日 免許証交付日 平成27年9月8日 （令和2年9月17日まで有効） B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年8月27日 免許証交付日 平成30年5月10日 （令和5年8月26日まで有効）

死傷者等	なし
損傷	A 左舷船首部外縁に圧壊 B 左舷船首部外板に破口及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 月没時刻：00時12分ごろ
事故の経過	<p>A船は、定置網作業船で、船長A及び甲板員1人が乗り組み、平成30年9月19日03時15分ごろ、九島北方沖の定置網（以下「本件定置網」という。）に向けて七類港北西端にある物揚岸壁（以下「本件物揚岸壁」という。）を出航した。</p> <p>A船は、船長Aが操船に当たり、甲板員を船長Aの後方で見張りにつかせ、法定灯火を表示し、約6ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により北東進した。</p> <p>船長Aは、03時25分ごろ右舷船首方にB船の白灯を視認し、七類港沖防波堤灯台を右舷方に見たところで右に変針して、船首を松江市市明島^{いちめ}に向けた。</p> <p>A船は、船長A及び甲板員が、B船の舷灯が見えなかったためB船が船尾を向けて漂泊中であるか錨泊して作業中であるかと思い、市明島に向けて航行を続けていたところ、B船に白灯のほか舷灯の緑灯を間近に認め、右舵一杯をとり主機を中立運転としたが、03時30分ごろその左舷船首部とB船左舷船首部とが衝突した。</p> <p>A船の僚船（以下「僚船A」という。）は、定置網作業船でA船と共に移動し、収穫した定置網の魚を水槽に入れて運搬する船であり、七類港沖防波堤灯台付近に到達し、A船とB船が衝突してA船が作業灯を点灯してB船の状況を確認しているのを認め、A社にA船とB船が衝突した旨を報告した。</p> <p>A社の社長は、A船とB船が衝突した旨を海上保安庁に通報した。</p> <p>A船は、船長Aが、B船が自力航行可能で船長Bが負傷していないことを確認し、僚船Aと共に本件定置網に向かい、漁獲物を収穫したのち、本件物揚岸壁に着岸した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、法定灯火を表示し、九島北方沖で漁を終えて02時00分ごろ漁場を出発した。</p> <p>船長Bは、03時00分ごろ松江市釣鉾山^{つりぼこ}北方沖に到着したが、通常、A船及び僚船Aが本件物揚岸壁を出航する時刻であり、九島南方沖でA船及び僚船Aと接近して航行するのを避ける目的で、同沖で約20分の間漂泊していた。</p> <p>B船は、船長Bが、A船及び僚船Aが九島南方沖に出て来ないので、七類港東防波堤灯台の西側に延びる防波堤棧橋（以下「本件防波堤棧橋」という。）に着棧しようと思い、03時25分ごろ、七類港東防波堤灯台の赤色の灯光に意識を向けながら、約6knの速力で西進</p>

	<p>を始め、左舷船首に緑灯を見た直後、右舵一杯としたが、A船と衝突した。</p> <p>B船は、A船と衝突後、船長Bが主機を中立運転としたあと、自力で本件防波堤棧橋に着棧した。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、付図2 事故発生経過概略図(拡大)、写真1 A船の船体、写真2 A船の損傷状況、写真3 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>A船は、レーダー及びGPSプロッターを装備していなかった。</p> <p>船長Aは、B船の舷灯は視認できなかったが、B船の白灯は同じ方向に見えていたと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、七類港内の水域を把握しており、目視のみで本件防波堤棧橋に着棧できると思い、レーダー及びGPSプロッターを停止していた。</p> <p>船長Bは、九島南岸に近づいて七類港内のできる限り右側を航行しているので、本船に接近する船舶はいないと思っていた。</p> <p>船長Bは、本事故後、A船の舷灯を見たところ、非常に小さくて見えづらいと思った。</p> <p>船長Bは、出港時に点灯していたB船の左舷灯が点灯していないことを本事故後に知った。</p> <p>七類港の南側には、わかめ養殖場があった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、九島南方沖を東北東進中、船長Aが、右舷船首方にB船の白灯を視認したものの、舷灯が見えなかったため、B船が船尾を向けて漂泊していると思い、B船が接近していることに気付くのが遅れたことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、B船の左舷灯が見えずB船の進路が分からなかったこと、A船がレーダーを有していなかったことから、B船が接近していることに気付くのが遅れたものと考えられる。</p> <p>B船は、九島南方沖を西進中、船長Bが、七類港のできるだけ右側を航行していたのでB船に接近する船舶はいないと思い、七類港東防波堤灯台の赤色の灯光に意識を向けて航行を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、九島南方沖において、A船が東北東進中、B船が西進中、船長AがB船が接近していることに気付くのが遅れ、また、船長Bが七類港東防波堤灯台の赤色の灯光に意識を向けて航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p>

	<p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、夜間、見張りをする際、灯火の区別だけでなく、その方位変化に十分に注意して航行すること。・ 船長は、夜間、水域を十分に把握している場合においても、レーダー等の航海計器を活用することが望ましい。・ 法定灯火の表示を確認すること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

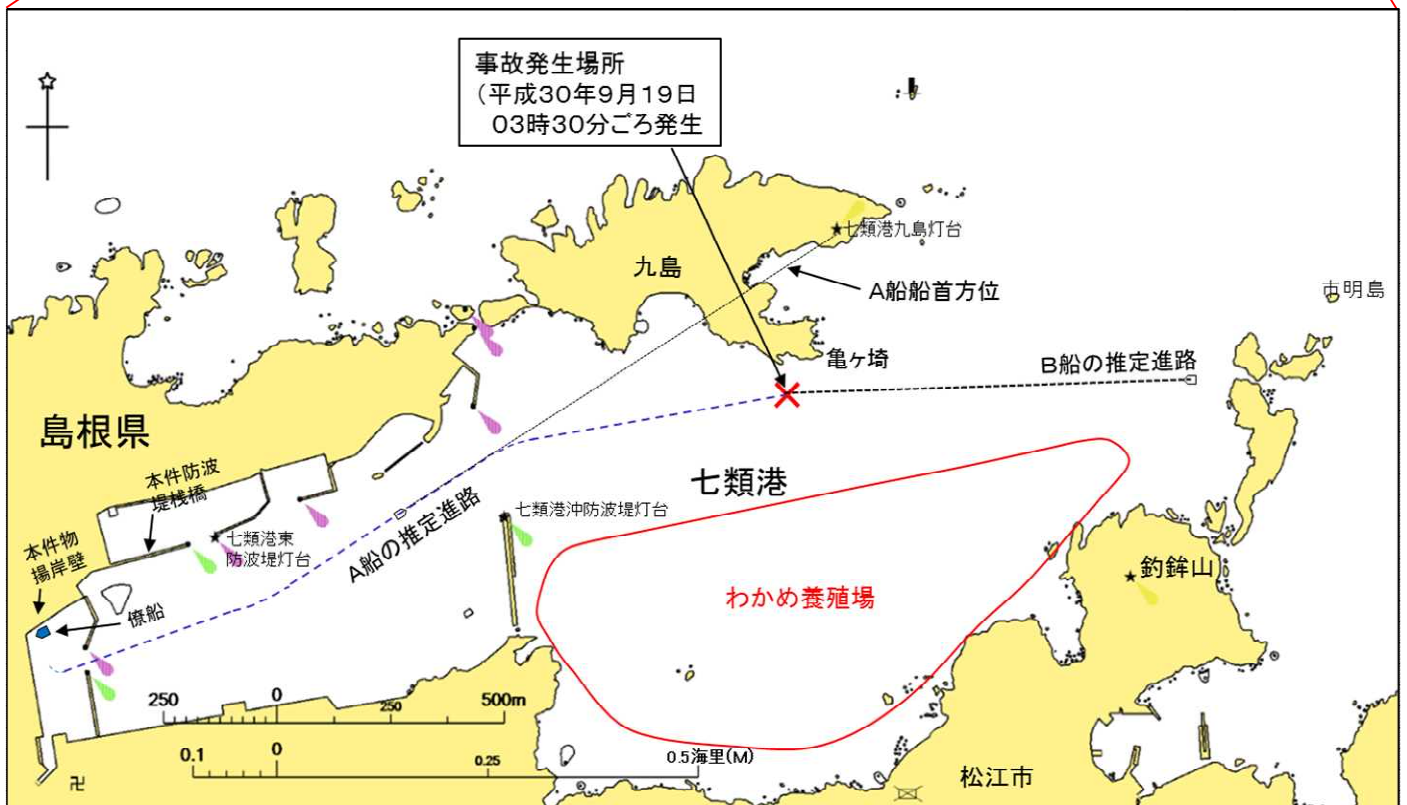
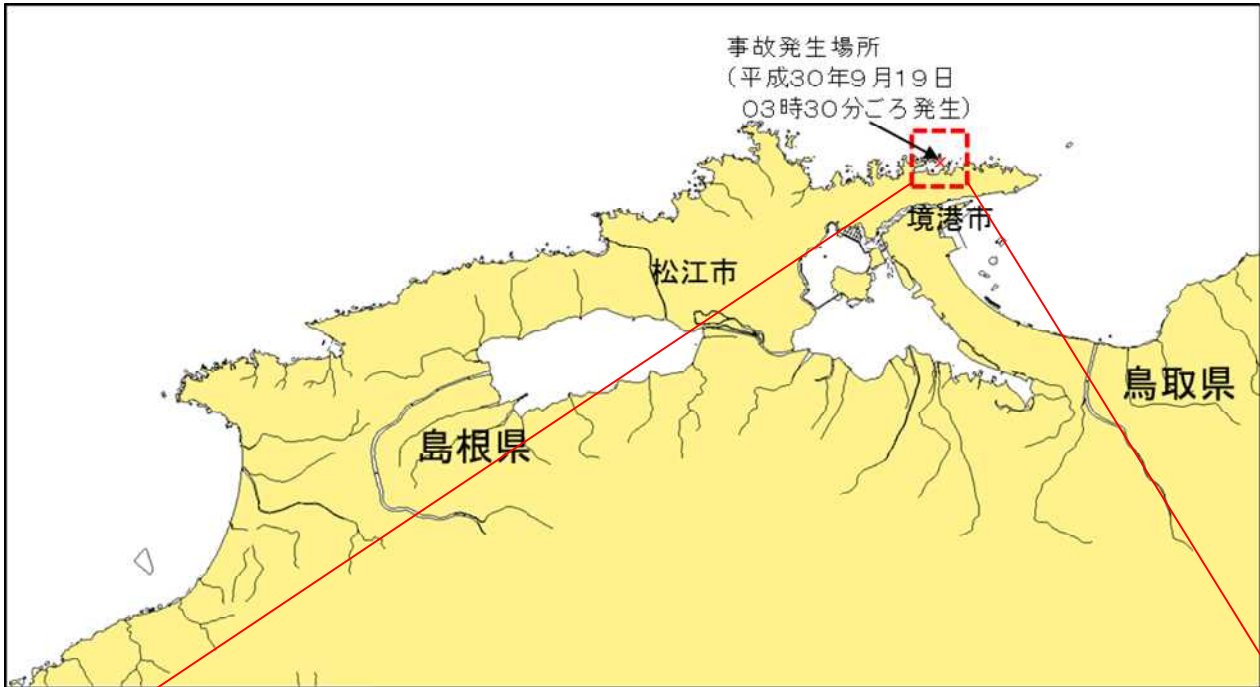


写真1 A船の船体



写真2 A船の損傷状況



写真3 B船の損傷状況

